

実務者研修 学則

医療法人 慈恵会

ア	設置目的	<p>少子高齢化が進む現代において、介護サービスの担い手である介護職に、求められる範囲も広くなり、応えていかなければいけないのが現状である。介護福祉士国家試験の受験要件に修了が必須となる「実務者研修」は、介護士として基礎知識・技術に加え、介護過程の展開や認知症対応、医療的ケアなどを学び知識を深め、専門職として多様化する介護のニーズ対応できる、より質の高い介護職員の養成を図ることを目的とする。</p> <p>また本講座は、鹿児島県が離職者を対象に介護を担う人材育成を目的とした鹿児島県委託訓練講座の一環で、「実務者研修」と就労支援を行うこととする。</p>
イ	名称	医療法人慈恵会 実務者研修養成講座
ウ	所在地	(住所) 鹿児島市鷹師1丁目3-17 松風堂ビル1F (TEL) 099-258-9180 (FAX) 099-257-5712
エ	修業年限	6ヶ月
オ	定員	1学級 30名
カ	養成課程 履修方法	【養成課程】 昼間課程 【履修方法】 通学
キ	訓練日 休業日	【訓練日】 カリキュラムの通りにする。 ・平日(土・日・祝日を除く) ・時間 9:00～16:00(昼食時間1時間休憩) 【休校日】 カリキュラムの通りにする。 ・土・日・祝日 ・非常災害時など受講生の安全が守れない場合、臨時休校あり。
ク	開講日	随時(鹿児島県委託訓練講座 日程に準ずる)
ケ	受講生の対象	【受講資格】 雇用保険受給者または、公共職業安定所(ハローワーク)から受講推薦を受けた者で、訓練後介護職へ就職を希望する者。
コ	選考	【選考方法】 ①住所管轄の公共職業安定所にて申し込む。 ②筆記試験(一般教養)、面接 ③鹿児島県は受講資格者と認めた者に対し、開講2週間前までに文書にて、本人に通知する。
サ	入校手続き	選考試験に合格した者は、合格通知書を持参の上、再度公共職業安定所にて受講の手続きを行う。

シ	退学・修了	<p>【退学】</p> <p>下記に該当する者は、指導・警告を行い、改善が認められない場合は退学とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席・遅刻・早退が著しく多く、学習意欲に欠け、研修修了見込みないと認められた者。 ・研修期間中秩序を乱し、他の受講生に迷惑をかけた(かけるおそれ)があるとき。 ・法令違反など、受講生として相応しくないと事業所が判断した時。
		<p>【修了】</p> <p>所定のカリキュラムを全て出席し、修了認定の目標到達基準を満たした者。</p>
		<p>【補講について】</p> <p>受講者がやむを得ない事情により研修科目の一部を受講できなかった場合は、必ず補講を受けなければならない。その際に発する補講費用は下記の通りとする。</p> <p>①当事業所が次回に行う同研修講座の未受講科目を受講する場合は、無料とする。</p> <p>②受講生又はその他の理由により個別に補講を実施する場合は、下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習の欠席は、原則として担当講師が個別補講を行う。 ・個別補講を行う場合も該当科目内容、時間数を遵守する。 ・担当講師が補講に当たれない場合は、該当科目の講師要件を満たした別の講師が補講を行う。 <p>③補講料は1時間1000円とする。</p>
		<p>【休学・復学】</p> <p>休学・復学は、原則として認めない。</p>
ス	学習の評価	<p>【座学・演習・医療的ケア 共通】</p> <p>当事業所が定める講座のカリキュラム(座学・演習・医療的ケア)を全て受講し、レポートを提出した者。講師は、レポートの内容をチェック・コメントし、習得度合いを見る。</p>
		<p>【座学】</p> <p>①各講義の講師者は、講義終了前に5分間テストを行い習得度合いを図る。</p> <p>②当該科目担当責任者は、シラバスより理解・習得すべき事項を定め、科目テストを行う。(100点満点の内、70点未満は再試験を行う) 「各科目の到達目標」に到達した者に限り、最終の修了評価テスト対象者となる。</p> <p>【実技】</p> <p>①介護技術演習は、それぞれの項目で座学と演習を一体的に実施し、担当講師が習得度合いをチェックし、技術不足の受講生には、個別指導を行う。</p> <p>②生活支援技術Ⅱテスト(実技)・・・</p> <p>基本介護技術(着脱・移動・移乗・排泄・ベッドメイキング)の中から、1問提出 基本介護実技評価は、A(基本的な介護が的確に出来る) B(概ね出来る) C(技術不十分)とし、A・Bが評価基準を満たした者が、からだところのしくみⅡテストを受けられる。</p> <p>③こころとからだのしくみⅡテスト(実技)・・・</p> <p>事例の中から、一連の介護技術(体調確認・同意・安全安心な介護技術・コミュニケーション・プライバシー・観察事項確認など)の習得度合いの評価を行う。 評価は、A(一連の介護が的確に出来る) B(概ね出来る) C(技術不十分)とし、A・Bが評価基準を満たした者とする。</p> <p>*定めた基準に到達しない技術不足の受講生は、補講等を行い、基準に到達するまで再評価を行う。</p>

		<p>【医療的ケア】</p> <p>座学にて、「医療的ケア」の座学。実践編を学ぶ。 手順書に則って、各自5回以上の演習を行う。 受講生は、手順書に従って完全に実行できるよう繰り返し練習する。</p> <p>【修了評価】</p> <p>・全科目(補講を含む)終了後、筆記試験による修了評価テストを行う。</p> <p>評価テストは、100点満点とし、 A(90点以上)、B(80～89点)、C(70～79点)、D(70点未満) 4区分で評価し、C以上の受講者を合格とする。</p>
セ	受講料 入学料 実習費	<p>【受講料・入学金・実習費】 無料</p> <p>(但しテキスト代14,000円自己負担)</p> <p>テキスト:長寿社会開発センター</p>
ソ	教職員の組織	<p>施設長、主任教員、専任教員、介護過程Ⅲ教員、医療的ケア教員、 その他の教員、事務職員で構成</p>
タ	賞罰	<p>【賞】</p> <p>無し</p> <p>【罰】</p> <p>学則(シの【退学】)に該当する者及び受講生の本分に反する行為があった時は、指導・警告を行い、改善が認められない場合は退学とする。</p>